

保健福祉子ども委員会記録(No.22)

1 日 時 令和8年1月22日(木)
午前10時23分 開会
午後 0時15分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(9人)

委 員 長	金 子 秀 一	副 委 員 長	森 本 由 美
委 員	西 田 一	委 員	小 松 みさ子
委 員	松 岡 裕一郎	委 員	中 村じゅん子
委 員	伊 藤 淳 一	委 員	柳 井 誠
委 員	小 宮 良 彦		

4 欠席委員(1人)

委 員 中 村 義 雄

5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	総 務 部 長	正 代 憲 幸
総 務 課 長	和 田 訓 尚	地域共生社会推進部長	田 中 直 子
保 護 課 長	勝 野 尚 幸	障害福祉部長	坂 元 光 男
障害福祉企画課長	大 前 亜 弥	障害者支援課長	久 保 利 之
健康医療部長	小 野 祐 一	地域医療課長	末 松 剛
健康危機管理課長	重 岡 直 之	難病・疾病対策担当課長	安 藤 卓 雄
保健衛生部長	小 河 浩 介	保健衛生課長	石 坂 瑠 美

外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長 廣 門 実知江 書 記 岩 瀬 美 咲

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第71号 化学物質過敏症を障害者総合支援法の対象疾病名にするよう国に意見書を提出することについて	継続審査とすることを決定した。
2	陳情第72号 生活保護申請時に求められる、年金調査は全区で委任状提出に統一することを求める陳情について	継続審査とすることを決定した。
3	陳情第76号 厚労省から都道府県知事への通達を受けて、医療機関からPMDAへの副反応報告収集の強化を確認するための陳情について	継続審査とすることを決定した。
4	行政視察について	各委員から行政視察先の提案を受け、視察先の優先順位を決定することとした。

8 会議の経過

(陳情第71号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

(陳情第72号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

(陳情第76号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長（金子秀一君） それでは、開会いたします。

本日は、陳情の審査及び所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。

まず、陳情第71号、化学物質過敏症を障害者総合支援法の対象疾病名にするよう国に意見書を提出することについてを議題とします。

本件については、議会に意見書の提出を求めるものですが、審査の参考とするため、当局の説明を求めます。障害者支援課長。

○障害者支援課長 それでは、説明いたします。

化学物質過敏症につきましては、その症状は個人によって様々ではございますが、重症化すると外出が困難になり、仕事や家事ができないなど日常生活の様々な場面で御苦労され、御不安に感じていらっしゃることは、これまでにもお話を伺っており、認識しているところであります。また、病気や障害などのため、日常生活や社会参加に困難を抱えた方を支援するために様々な法律や制度がありますが、これらの法制度では、それぞれの趣旨に沿ってその対象者や内容が定められております。

障害のある方が社会生活を営むために必要な合理的配慮につきましては、障害者総合支援法とは別に障害者差別解消法にて規定をされております。この障害者差別解消法の対象は、障害

者手帳所持者に限らず、身体障害など、それを原因とする機能障害が生じており、かつ、障害や社会的障壁により継続的に日常生活などに相当な制限を受ける状況にある方とされており、化学物質過敏症についても同様な状況にあると認められる場合は、障害者差別解消法で定める障害者の対象になり得ると考えられるとの国の見解が示されております。

この法におきましては、障害のある方からの申出があった場合、行政機関などや事業者は過重な負担がない範囲で合理的配慮を提供することが義務化されており、障害のある方や事業者などから障害者差別解消における合理的配慮に係る相談があった場合につきましては、それぞれの事情をお聞きしながら丁寧に対応を行っているところであります。

また、障害者総合支援法という法律は、ホームヘルプやデイサービス、就労継続支援、グループホームなど障害者の日常生活を支える障害福祉サービス等について規定している法律でございます。その対象者は身体障害者、いわゆる身体障害者手帳所持者、知的障害者、発達障害を含め精神障害者、難病患者等、障害児とされており、このうち難病患者等につきましては、治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病で政令で定めるものとされており、令和7年4月1日現在、376の疾病が対象となっております。

障害者総合支援法における対象疾病につきましては、国の検討会におきまして、難病法における指定難病の基準を踏まえつつ、福祉的見地を考慮して決定されております。具体的な対象要件としましては、治療方法が確立していないもの、長期の療養を必要とするもの、そして、診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることとなっております。

化学物質過敏症につきましては、これまで専門家による厚生労働科学研究が行われたものの、現時点でその原因や発症メカニズムが十分に解明されておらず、診断基準や治療方法の確立などに至っておりません。こうしたことから、現時点では指定難病や障害者総合支援法の対象疾病に含まれていないところであります。

しかしながら、化学物質過敏症の方々の日々の御苦勞を考えますと、早期に病態の解明や診断基準などの確立がなされ、支援の強化につなげていく必要があると考えております。このため、本市では大都市衛生主管局長会議を通じて国に対し、化学物質過敏症に係る研究体制や支援の充実について要望を行っているところであり、今後もこうした対応をしっかりと粘り強く続けながら、国等の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、香りを伴う製品に敏感に反応され、体調不良を呈する方がいらっしゃることから、今後も引き続きチラシ配布やポスター掲示、ホームページなどを通じまして、化学物質過敏症についての市民の理解促進を図っていくとともに、香り成分が含まれている製品を使用する場合は、過度な使用にならないよう呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

さらに、個別のお困り事につきまして御相談があった場合は、お一人お一人の事情をお聞きしながら、どのような対応や配慮が可能なのか丁寧に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） それでは、陳情の審査を行います。陳情は議会に意見書の提出を求めるものとなっておりますので、委員の皆様は、陳情に対する意見や執行部への質問をお願いいたします。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁をお願いします。質問、意見はありませんか。中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） 教えてください。先ほどの御説明の中で障害者差別解消法の中の合理的配慮というお話があったんですが、例えば北九州市の中でこの化学物質過敏症の方々に対する合理的配慮が何か行われているのかが1つ、次に、国にも要望しているということでしたが、県、市町村等でこのような合理的配慮を先駆的にやられているところを把握されているかどうか、2点まずお聞きいたします。

○委員長（金子秀一君） 障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 市内における合理的配慮のところなんですけれども、化学物質過敏症に関してというのが、我々専門相談員を置いて相談コーナーを設けているところではございますが、現在化学物質過敏症について一般の相談に関しては保健所で御対応いただいています。今のところ御相談が合理的配慮、例えば事業所からどういう配慮をしたらいいとか、行政側でどういう配慮をしたらいいとか、御本人との話の中でちょっとうまくいかなかったけれども、仲介に入っていただきたいというような御相談が市内では上がっていないんですけれども、他都市に関しましてはそのような御相談があった場合に対応をするということで、ちょっと先進的な取組というところではすみません。差別解消の合理的配慮という視点からはないんですけれども、一般的な周知啓発だったりとか対応については保健所でパンフレットを作ったりとかポスターを作ったりとかをしております。以上です。

○委員長（金子秀一君） 中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） ありがとうございます。私もこの化学物質過敏症について不勉強だったので、先日熊本市にお伺いして、その患者さん、困っている当事者の方もそうですし、施設の合理的配慮というか、どのようなことをやられているのか見学に行っただけです。2か所行きました。熊本城ホール、とてもすてきなホールでしたが、熊本城ホールの会議室を過敏症にかかわらずと言ったらあれですけど、化学物質をできるだけ使わない壁とか壁材、床材、本当にセロテープも使わないぐらいの配慮ですね。それと、お手洗いと授乳室をお掃除する洗剤だったり、全てのことを配慮しているんですね。それは別に個別に造っているわけじゃなくて、一般の方も使うけれども、一般の方が使うときにはそういうお部屋ですので、ちゃんとシールも貼っているし、事前にこういうお部屋ですので、今日皆さんも気をつけたみたいに柔軟剤とかいろんな香害に当たるものをつけないようにお願いしますという前提でされているので、その当事者の方たちはやっと安心して集まるところができたというお話を聞きました。

それと、もう一つは、ヤマガラビレッジさん、先ほどちょっと避難できるみたいなのところがありました。そこにも1棟の2か所ですね、2か所同じような配慮がされていて、合板とか

を使わずに、杉材を使っても木から出るので、そういうところを少しでも、ゼロにはならないけど配慮しているというところをお聞きしたんですね。本当に化学物質過敏症の方が外出もできない、人とも会えないという状態を本当に間近に見させていただきました。

そこの方のお話を聞くと、化学物質過敏症の方だけじゃなくて、例えば妊婦さんだったりアトピーの方だったり、この優しい会議室、優しいお部屋みたいな感じで、とても一般の方からも好評を得ている、何となく私たちも入ったら頭が痛くなるとかありますね。なので、先ほどちょっとお聞きしたのは、合理的配慮というのをどのように市が、そのとき聞いたのは、やっぱり後づけでやるのは難しい。壁を壊して、床を壊してが難しいので、これはもう提案というか要望ですが、今から立ち上げる市の施設、例えば門司区役所だったりとか、そういうところで配慮ができたらなと思って、この国に対する陳情もですけど、北九州市として、合理的配慮ができればいいなと思います。もし答弁がありましたらお願いします。

○委員長（金子秀一君） ほかにございませんか。柳井委員。

○委員（柳井誠君） 私も参考のためにお伺いします。

まず、合理的配慮の相談窓口は障害福祉企画課にコーナーを設置しているという認識をしておりますが、説明の最後のほうで、チラシやポスターでの啓発、相談窓口の案内なども今後力を入れるという説明でしたので、この間の相談の実績について聞きたいと思います。相談コーナーにこの化学物質過敏症と思われる方の合理的配慮が企業内や公共施設の中での化学物質にさらされることに対する、これを少なくするための配慮をどうしたらいいかという相談が何件あっているのか、また、その実例でどういうものが多いのか、あったら聞かせていただきたい。

それと、障害者総合支援法で、難病にも指定されていないということで、その研究体制が不十分だという大都市の局長会議でのまとまった要望を国にこの間上げているという説明でした。それでもなかなか難病指定とはまだ一件もなっていないので、どういう研究体制を進めればこれが前に進むのか、この要望の中身で単に実施体制を強めてくださいという要望だけじゃなくて、具体的に触れていくことがあれば教えてください。2点お願いします。

○委員長（金子秀一君） 障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 差別解消相談コーナーにおきましては、まだ化学物質過敏症に関する相談は今のところ実績がないような状況でございます。ただ、普及啓発に関しましては、出前講演等を行っておりまして、この差別解消法が手帳所持者だけではなくて、心身の状況により障壁、社会的なバリアを感じていらっしゃる方、それからまた、化学過敏とかいろんな方がおられますので、内部疾患の方もそうですし、まずは目に見えるというか、外見で分からない障害もあるということを皆さんに御理解をいただいて、いろんな形で御協力いただきながら、共生社会の実現に向けて一緒に取り組みましようといったようなお話もさせていただいているところでございます。

ポスター等については保健衛生課から答弁いたします。

○委員長（金子秀一君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長 化学物質過敏症の方の御相談件数についてお答えいたします。

専用の窓口ということではございませんが、現在生活環境に関する一般的な相談窓口といたしまして、保健所の東部生活衛生課、西部生活衛生課で化学物質過敏症の方からの御相談も受けております。件数といたしましては、統計が残っております令和2年度以降、令和6年度までの間で38件の御相談をいただいております。内容といたしましては、例えばちょっとシックハウスに近いのかもしれませんが、自宅に塗ったニスや家具に含まれる化学物質の影響が気になるですとか、畳を新しく交換したら体調が悪くなったですとか、あとは周辺の例えばクリーニング所やお隣の家からの香りで体調が悪くなるといった内容となっております。

対応といたしましては、例えば本日も窓を開けたりとかしておりますが、そういった効果的な換気方法の助言ですとか、クリーニング所などが関係する場合は、そういった事業者の方にチラシをお配りして配慮をお願いするなどの対応を行っております。

また、一般の方に対しましても、市のホームページやSNS、市政だより等を活用しまして周知啓発、香りに対する配慮に関するお願いというところで行っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 難病・疾病対策担当課長。

○難病・疾病対策担当課長 国への提案に当たり、具体的にどのような研究を進めていくということを求めていくべきかと、そういった趣旨であったかと思いますが、お尋ねに対してお答えいたします。

化学物質過敏症、先ほど御答弁申し上げたとおり、現時点で指定難病に指定されておられません。指定難病に指定されていないということは、障害者総合支援法の対象疾病とされていない、ほぼイコールと御理解いただいて、ここでは難病指定と私は言わせていただきますけれども、これまでも厚生労働省が研究事業の中で、診断基準に関する研究というのがなされております。パンフレットにもまとめられておりますけれども、北里大学の石川先生、もう亡くなられたと伺っておりますけれども、かなり力を入れた研究をされていて、診断基準に関してもこういうふうに診断していったらどうか、こうしていけば診断ができますよということをパンフレットに記載をするところまで診断基準をまとめられている、そこまで成果が出ていると認識しております。

ただ、難病指定をしていく、それから、障害者総合支援法を含むサービスの対象としていくということについては、より一歩進んだ制度といいますか、成果というものが必要で、どこが重点になるかといいますと、診断に関して客観的な指標による一定の基準というものが定まっていけないと、難病指定、それから、障害者総合支援法の対象疾病にしていくということの判断ができない、ここが非常に大きな壁になってございます。より分かりやすく具体的に言うと、いろんな検査を、例えば血液検査であるとかいろいろ医療機関で行う検査があると思います。

今指定されている難病というのは、一つ一つの疾病ごとにこういう検査をして、これだけの数値が出たら指定難病の対象として指定していきますよと、疾病ごとに細かく定めていまして、診断、それから、判定のときにも検査結果でこういう数値でしたよということを細かく出して、その結果を見て指定していくという、そういうプロセスで指定がなされていくというところなんですね。

これまでの提唱された診断基準では、どちらかというところまで確立できていないというところですので、そこについての研究をより深く進めていくということ、そこがポイントではないかなと思いますので、そういった声を上げていくということが必要なのではないかなと思っております。説明は以上です。

○委員長（金子秀一君） 柳井委員。

○委員（柳井誠君） 診断基準についての説明はよく分かりました。私の調べた範囲では、化学物質過敏症の場合は化学物質がどの種類の物質がどの量で、どのような仕組みでどのような症状を引き起こすかと、それが医学的審査のみならず福祉的な審査、パブリックコメントを通じてようやく政令改正にたどり着くと、なかなか複雑で難しいなと思いました。

ただ、陳情者の切実な訴えにもありましたように、また、諸外国でもこの化学物質過敏症というのは増えていっているおので、ぜひその大都市からの要望を強めていただきたいし、議会でもできれば意見書を上げるように努力もしていきたいと思っております。

最初の合理的配慮についての出前講演でも、バリアフリーについて説明をしているということでしたけども、保健所の東部衛生担当の方が言われたように、この間、5年間で38件の過敏症の相談が来ているということも含めて、化学物質過敏症については合理的配慮の対象になるので、実際の38件よりも潜在的に発症している数は多いと思われるので、ぜひ出前講演、それから、パンフレットというのはこれですかね、についても強調していただきたいと思っております。出前講演でその点触れておられるかどうかだけ聞かせてください。

○委員長（金子秀一君） 障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 個別のオーダーに応じて、一般的な考え方というのはお話しさせていただいておりますし、あとは個別に応じてこういう障害を取り扱っていただきたいというようなお話もありますので、今までは化学物質過敏症のみをもってという形では特に実施したことはないんですけども、またそういう御要望がございましたら、今後も出前講演等検討していきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 柳井委員。

○委員（柳井誠君） 分かりました。ぜひ検討をお願いいたします。パンフレットの一番最後のページに、化学物質過敏症とはという解説が載っておりますので、健康に関することですから、ぜひ強めていただきたいと、出前講演での説明も強めていただきたいということを要望して、

終わります。

○委員長（金子秀一君）ほかに。松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君）意見書を提出する陳情でありますので、他都市で、例えば京都市とか陳情というか意見書として出ていると把握しておりますが、他都市の意見書として提出している状況が分かれば教えてください。以上です。意見書として出ているか分かりませんか、分かる範囲で構いません。

○委員長（金子秀一君）総務課長。

○総務課長 申し訳ございません。同様の意見書を他都市におきまして出しているかどうかというところにつきましては把握いたしておりません。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君）把握していないということですけど、京都市とか、あと三重県とか合理的配慮等求めている意見書が出ているようでありますので、ぜひそういった点も調べていただければと思います。要望です。終わります。

○委員長（金子秀一君）ほかにございませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）まず、この陳情の中に、増え続ける患者数に伴いとあるんですけど、どれくらいどんどん毎年増えていっているのか、それと、現在どれくらいの患者さんがおられるのかというのが分かったら教えていただきたいと思うんですけど。

○委員長（金子秀一君）答弁をお願いします。難病・疾病対策担当課長。

○難病・疾病対策担当課長 現時点で市内の患者数等については把握をしておりません。以上です。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）全国的にはどうなんですか。市内が分からないで、そんなデータがあるんですか。

○委員長（金子秀一君）難病・疾病対策担当課長。

○難病・疾病対策担当課長 全国においても、先ほど申し上げたように、やはり診断基準というものが統一化されてまだ共有されているというところまで達しておりませんので、患者数というものを特定するということまでできておりませんので、やはり患者数というところについて厚生労働省も正式な見解は示しておりません。以上です。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）少なくともそういったことで受診されている方がかなりおられると思うんですけども、そういったところでもいいから、市内の集められるそういうデータというか、患者数と言ったらいいんでしょうか、そういった現在の分かる状況の中での市内の数というのをちょっと把握しとくべきではないかと思うんですけど、そういうのはどうですかね。数をね。

○委員長（金子秀一君）保健衛生課長。

○保健衛生課長 実態把握のところでございますが、先ほどから何度か出ておりますように、この疾病の病態が明らかになっておらず、明確な診断基準がないということで、この状態だったら化学物質過敏症だというふうな診断がつかない状況でございますので、市内の患者数を把握するのは難しいと考えております。

一方で、国の研究ではございますが、少し古い研究になります。平成23年の研究で化学物質に高感受性を示す人の割合というような研究が行われておりまして、対象とした20歳以上7,245人のうちの全体の4.4%がそういう方だったというような研究結果は出ております。今後も国で研究が進められていくと思われまますので、その状況を注視してまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（金子秀一君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 実態がよく分からないから、できるだけつかみたいと思うんですけども、先ほど相談件数も5年間ですが、38件と言われたんですかね、とかという、そういったデータもありますし、少なくともそういったことで相談されている医療機関に関わった数は恐らく分かると思うんで、そういうことで受診された患者数ぐらいは分かると思うんで、その辺もちょっと調べていただけたらいいと思うんですね。

それと、もう一つですけども、基本的に化学物質というのは世の中にあふれているわけですね。私たちの生活の中に24時間、そういう環境の中でのいるわけですね。新たな商品が次から次と開発されて、それを我々は消費していくわけですけども、この問題から考えるに、やっぱりそういった商品をあふれさせていいのかという、本当に私たちが生きていく上でそんなに必要なものなんだろうかと思うわけですね。基本的な問題ですけども、その辺のところをもう一つそういった視点というか、そういった商品を規制するというか、そのためには先ほどから言われるように客観的な、そこでの指標というのが恐らく要るんじゃないかと思うんですけども、しかし、そこまで行き着くにはまだまだ、どうも説明の中では時間がかかりそうだと、客観的指標、つまり検査を充実させるとかというためには、もっと精度を上げていかなければいけないし、これからの研究課題だという説明もありました。ということは、なかなか客観的には前に進みにくいというか、というような状況に今なっているんですね。だから、そういう中で患者さんはもう日々苦しんでおられるわけですよ。

そういったようなところで、早く難病指定というところではどうにかできないだろうかという私たちの思いもあるし、この陳情を上げていく、提出していくというところでは私は賛成の立場で今言っているんですけども、基本的にはその辺も含めて、そういった商品開発というところでの何か規制みたいなものも含めて、これから考えていかないといけないんじゃないかなと思うんですけども、それは基本的なところではないかなと思うんですけど、質問としてはおかしきかも分からないんですけど、その辺でちょっとどういうふうに考えられておるんですかね。商品が売れるというところ。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員、意見書について。

○委員（伊藤淳一君）意見書からね、と思っていますので、そういうところも考えていかないと、この問題は解決できないんだろうとは私は感じました。

先ほど言いましたように、この意見書を出す、要望を出すことには賛成します。以上です。

○委員長（金子秀一君）ほかにございませんか。小宮委員。

○委員（小宮良彦君）すみません。小宮です。少し要望になるんですけど、東部と西部で相談の窓口が開かれているということで、私もこれに関して少し勉強してきて、いろんな報告の資料を読みました。症状を見れば、これ頭痛に関しては脳外科、脳神経内科とか、せきに関しては呼吸器科、どうきは循環器科、喉の痛みは耳鼻科、目は眼科に、吐き気は消化器科と、目まいはまた耳鼻咽喉科に、脳神経内科と多岐にわたって診療科目があります。もし御相談者がお見えになった場合は、多分医療機関に受診行動等を取られていると思うので、そのときはどのような診療科目でちょっと御相談、サポートされたかその数字だけを、今後御相談者が来た場合チェックしていただいて、そこから新しく何か生まれることもありますし、新たにそういう化学物質過敏症と思われるような方が御相談に来た場合は、過去に来た方はこういうような診療科目で受診されましたよとかというアナウンスが、少しサポート的なことができると思いますので、もし来られたら今後そのような通知というのをさせていただきたいと思います。

加えて、これ香りのエチケットということで、ここには香水、芳香剤、柔軟剤等いろいろ身につけるものが主立ってあっています。僕が詳しく調べてみたら、食品の中とかいろいろなものに入っていますので、難しいですね。こういう材料とか木材の中ののりとか、本当に言うならば多岐にわたってこの化学物質過敏症に関してはいろいろなものに対して反応が出る、患者さんといっても対象の方がいらっしゃると思うので、そこをもし御相談に来られた方はどのようなものに対して強く反応が出たかとか、御相談いただいたときはそういう数値化をしていって、もし御報告ができるような形になればさせていただきたいと思います。これ要望だけです。

○委員長（金子秀一君）ほかにありませんか。森本委員。

○委員（森本由美君）陳情者の方も化学物質過敏症が悪化しているということで、大変な思いで来てくださって、本当に感謝を申し上げます。私自身もアトピー性皮膚炎がもともとあって、パーマや髪染めで症状が出ていて、私も化学物質過敏症の症状があります。周りにもそういう方がたくさんいらっしゃいます。ということで、以前から市民グループのメンバーとして市民への周知啓発の陳情、学校の中でそういう子供たちに対する、特に学校の給食のエプロンの件で困っている子供たち、保護者の方がいたので、陳情して改善をしていただいています。このチラシも公共施設全部にエレベーターとかに貼っていただいていますし、このパンフレットの中身も充実して前よりもよくなっていますし、ホームページにも掲載していただいて感謝を申し上げます。

そういうふうにもいろいろしてくださっているんですが、少年自然の家の利用者の方から職員

の衣類が臭いとか、そういう相談もいただいて、そういうのも逐一市に要望して改善をしていただいています。やはりそういう化学物質過敏症の特に患者さんというか、重度の方に対して安心して暮らせる北九州市でいていただきたいので、まずは相談窓口の充実ということで、いろいろ相談はいただいているけれども、そういう基準がないので、なかなか患者数とか当事者数は把握できていない、ただ、相談の充実ということで実態を把握する努力は必要かなと思っています。

それと、難病指定のハードル、今お話を聞くと、国でも研究して、それでちゃんとした判断基準が確立していないと、難病指定にならないということなんですけれども、やはり要望は続けていただきたいと思いますし、これだけ北九州市で困っている方がいらっしゃるということは訴えていただきたいなと思います。

それで、障害者差別解消法については、障害者差別解消条例もありますし、今困っている患者さん、当事者の方に対しては何か改善できるやり方もあるのではないかなと思うんですが、そういったところを工夫とかは何かされているのか、そういう改善事例ですね、差別解消法で相談はないということなんですけれども、そういうのを相談に来た方に対して誘導して、何とか改善するような、そういった働きかけというのは今でもできるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子秀一君） 障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 現在、化学物質過敏症に関しましては御相談がないんですけれども、通常障害のある方、もしくは事業所の方がどういった配慮ができるのかとか、御相談があった場合については、個々の事情を丁寧にお聞きしながら、ちょっと双方でうまく話合いができなかったとかということも多々ありますので、そこに関しては事実確認を行った上で、事業所の方とかが負担が重過ぎない範囲で、どういったことができるかというのを話合いをサポートするような形を行っておりますので、お互い建設的な話合いを通じて相互理解が重要だと思っておりますので、そういったところを意識しながら丁寧に対応しているところでございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。今の市ができることということで、相談窓口の充実と周知啓発、差別解消法の合理的配慮ということでしっかりやっていただきたいと思います。私としては、やはり難病指定に向けての要望が必要だと思いますので、そのところは意見として申し上げたいと思いますし、今日陳情に来た方はもう患者ということなんですけれども、私とか私の周りにも、症状があっても相談に行っていないという潜在的な患者というか、当事者もいっぱいいると思いますので、そういう症状のある市民の方が少しでも行きやすい方向で国に対しての働きかけもお願いしたいですし、市のできる限りのことをしていただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

○**委員長（金子秀一君）** ほかにございませんか。西田委員。

○**委員（西田一君）** 先ほど御説明の中に、すみません、ちょっと私聞き逃したんですけど、市内で疑われる方が何%とか、何かそういった御答弁があったかと思うんですけど、もう一度、パーセンテージをさっき答えていらっしゃったんですけど、教えていただけますか。

○**委員長（金子秀一君）** 保健衛生課長。

○**保健衛生課長** 市内の実態については把握できておりません。何%ということではお答えしておりません。先ほどお答えしましたのは国の厚生労働科学研究費の補助金によって行われた平成23年の研究のことでございます。化学物質に高感受性を示す人の分布の経年変化の評価という研究でございまして、20歳以上の7,245人を調査対象といたしまして、化学物質に高感受性を示すと推定される人の割合が全体の4.4%だったという研究結果になっております。以上です。

○**委員長（金子秀一君）** 西田委員。

○**委員（西田一君）** 平成23年、結構古い数字だと思うんですけど、基本的に市として患者さんというか、こういう症状がある方の実態を把握されていないということなんですけど、ただ、この陳情を読むと、障害年金を、この疾病で数名の患者さんが年金を受給しておりということで、障害年金を受給されているんですよね。これは事実なんですかね。だとは思うんですけど、確認しようがないですか、市として。

○**委員長（金子秀一君）** 総務課長。

○**総務課長** こちらの年金の支給に関しましては、北九州市としての事務ではございませんで、その数まではなかなか把握はできていないというところでございます。以上でございます。

○**委員長（金子秀一君）** 西田委員。

○**委員（西田一君）** ここが私はポイントかなと思っていて、この疾病で障害年金を受給している、さらに、申請を考えている方もいらっしゃる、分かんないんですよね。やめましょうかね。分かります、どなたか。障害年金もらっていらっしゃるんですよね。

○**委員長（金子秀一君）** 障害者支援課長。

○**障害者支援課長** 障害年金の事務は、先ほど総務課長が申し上げたとおり、日本年金機構の事務になりますので、具体的な数値は把握していないんですが、日本年金機構のホームページとかを見る限り、障害者基礎年金の受給要件というものが記載されておまして、その中にいわゆる難病についての記載がございました。ホームページの情報ではございますけども、その具体的な記載としましては、障害者基礎年金の受給対象としては、その発病の時期が不定不詳で、かつ、発病が緩徐であり、ほとんどの疾患につきまして臨床症状が複雑多岐にわたっていることから、その認定に当たっては客観的所見に基づいた日常生活などの程度を十分に考慮して、総合的に認定すると記載されております。ですので、障害者総合支援法は対象疾病と明記されているんですが、障害者基礎年金の受給要件を見ると、その日常生活上の程度を総合的に

判断するとなっていますので、障害者の定義という対象の差が若干あるものではないのかなと
考えております。

○委員長（金子秀一君） 地域医療課長。

○地域医療課長 障害年金につきまして、ちょっと今手元に資料がありますので、参考までに
御説明させていただきたいと思っております。

まず、この化学物質過敏症、2009年に保険病名、つまりレセプトで要は病名として化学物質
過敏症というのが診断できるようになった、つまり、そこで健康保険の保険請求ができるよう
になったというのが背景にあります。それを受けまして、要は診断書の発行が可能になった関
係で障害年金とか労災とか、そういった申請ができるようになったと資料に書かれていると
ころでございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） だから、保険請求できるということは、どうなんだろう。国として化学物
質過敏症を疾病として認めているということですよ。であれば、しかも障害年金までもらっ
ているということは、これれっきとした疾病であり、その疾病に起因する障害なんだろうと思
うんですが、もし障害であれば、市の事務も発生するんじゃないかなと思うんだけど、例えば
こういう当該者、年金を受給している方々が市の事務、市のサービスというか、市が何か事務
作業を行わなくてもいいのかな、事務作業をする可能性もあるんじゃないかなと思うんです
けど。あと、こういう冊子とかパンフレットも作っているんですよ。だから、受給している方々
を具体的に調査して、実態を把握して、必要によっては国に対して意見書を上げるという作
業をしないとイケないんじゃないですか、どうですか。僕ら議員だけでどう調査しますとい
う問題提起をさせていただきます。いつものことですが、このまま我々任期、あと何もせず
に終わると、この陳情が流れるということはしたくないなということをお願いして、終わります。

○委員長（金子秀一君） ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（森本由美君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） 1点確認させていただきたいんですが、年金で認められた疾病である
ということ、それと、難病指定があることというのは、リンクできるのかどうかというのをち
よっと教えていただければと思うんですが。

○副委員長（森本由美君） ありますか。説明いただけますか。難病・疾病対策担当課長。

○難病・疾病対策担当課長 リンクと今御指摘があったと思うんですけども、そのとおりで、
先ほど地域医療課長からも、診断名として記載をされていると申し上げた、それは事実で、既
に記載されている、だから、疾病として診断名をつけて、化学物質過敏症という診断名をつ
けるということ是可以できるようになっている、ただ、一方で指定難病の指定対象とするためには、
先ほど申し上げたように、客観的な検査結果、どういう検査でどこまでの数値が行けば難病指

定するという、そこまでの診断基準というものは確立できていない、そこは階層の違いがあるわけなんです。ですので、そこでまだデータはないんですけども、一般的な診断名として診断名がつけられている方というものを探していくということと、指定難病の指定をされている方がいるかということとが決してつながっているというわけではないという、現在指定難病に指定されておられませんので、難病のデータの中に化学物質過敏症の方がおられるかというところは、データとしてそちらにはございませんということをおし上げておきます。

○副委員長（森本由美君）金子委員。

○委員（金子秀一君）難病指定はされていなくて、年金を受けられるということは、普通に疾病なんじゃないかなと、その認定はあるということですか。難病ではないという認識なんですかね。

○副委員長（森本由美君）難病・疾病対策担当課長。

○難病・疾病対策担当課長 難病ではございません。国の定める指定難病ではありませんけれども、一つの疾病としての診断名としては存在すると、そういうふうに御理解いただきたい。ここから先は私もデータはないし、年金の診断も専門ではないので、断定的なことは言えないんですけども、年金を受給されている方の中にはそういう診断名を受けて、その症状によって重度の障害の状態にある方というのがおられて、そういう方々が年金を受給されていると、そういうことであろうと理解をしております。以上です。

○副委員長（森本由美君）金子委員。

○委員（金子秀一君）では、意見書提出に向けての判断基準の中で、この化学物質過敏症の症状についての専門医というのは北九州市にいらっしゃるかどうか教えていただきたいんですけど。

○副委員長（森本由美君）地域医療課長。

○地域医療課長 まず、専門医ですけども、これは全国的にも専門医制度がまだできておりませんので、もちろん市内にもいないというような状況でございます。非常に診断が難しい、なかなかできないと、確立されていないというところで、レセプト上の保険病名には入ってはいらないうんですけども、実際それで診断ができて、レセプトで保険請求をしたということにつきましては、実は医療センターとかにも聞いてみたんですけども、1990年から遡ったんですけども、それらしき病名はちょっと出てきたんですけども、基本的に最近ほとんどそういった化学物質過敏症の患者さんが来られて、診断して保険請求したという状況ではないと聞いているところでございます。

○副委員長（森本由美君）金子委員。

○委員（金子秀一君）ありがとうございました。よく分かりました。今のお話も含めてちょっと判断材料とさせていただければと思いますので、ありがとうございました。私から以上です。

○副委員長（森本由美君）委員長と交代します。

(副委員長と委員長が交代)

○委員長(金子秀一君) ほかにございませんか。森本委員。

○委員(森本由美君) 西田委員がおっしゃった実態調査という関連でお聞きしたいんですけど、今障害者団体でお聞きしているんですけど、障害者の実態調査を行っております。その中で化学物質過敏症ということ例えば記述で書いたりして把握するというのもできるのではないかなと思うんですけども、そういった項目というのになっているんでしょうか。せっかくのチャンスなので、実態調査を一緒にしたらどうかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○委員長(金子秀一君) 障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 実態調査についてはもう終了しております、今もう調査結果をまとめているような状況でございます。化学物質過敏症に関しては今回の調査には入っていない状況でございます。以上でございます。

○委員長(金子秀一君) 森本委員。

○委員(森本由美君) 分かりました。以上です。

○委員長(金子秀一君) ほかになければ、本件は慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、陳情第72号、生活保護申請時に求められる、年金調査は全区で委任状提出に統一することを求める陳情についてを議題とします。

本件について当局の説明を求めます。保護課長。

○保護課長 それでは、陳情第72号につきまして当局からの考え方を御説明いたします。

生活保護制度は法定受託事務として、関係法令をはじめ国の定める通知等に基づき運用することとされております。生活保護法では、生活に困窮する者は利用可能な資産や能力など、あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用しなければならないと規定されております。また、国の通知の中では、生活保護の実施に当たっては、年金制度などの社会保障施策や、保有している不動産などの資産の活用が前提であると示されております。

そのため、生活保護制度の利用を希望される方には、まず、区役所保護課において生活保護法の趣旨や制度の仕組みについて相談員が説明しながら、生活の状況や資産や能力の活用ができるかなどのお話を伺いして、生活保護の申請をされるかどうかを確認しているところでございます。

生活保護を申請される際には、生活保護法で規定されているとおり、御自身のお名前や住所の状況などを記載した生活保護申請書に資産申告書、収入申告書及びこれらを調査するための同意書を添えて提出していただいているところでございます。

年金調査は、生活保護の支給決定に影響を及ぼすものではございませんが、申請後にケース

ワーカーが申請者の年金受給資格の状況や受給漏れの有無を把握し、適切な個人支援につなげるために必要なものがございます。障害年金や遺族年金など未支給の年金の把握のため、年金を受給している方だけでなく、若い方も含め全ての方を対象に実施しているものがございます。

北九州市においては、年金調査について福祉事務所が同意書や委任状により一律に実施するものではなく、申請される方の状況や居住地域に応じて御本人による年金事務所の窓口などでの確認と、福祉事務所による同意書または委任状による調査のうち、より適切な方法によって実施させていただいております。申請者御本人が年金事務所において御自身の記録を確認いただくほうが、より迅速かつ正確に年金加入記録を把握することができます。また、御自身の年金受給資格が早期に明確になることで、年金受給後の保護費の返還額を抑えることができるとともに、安定した暮らしに向けた支援が進めやすくなるということがございます。こういったことから、年金事務所が区役所から近い小倉北区や八幡西区では、まず、御本人による調査を御案内しているところでございます。

なお、御本人が年金事務所へ出向くことが困難な場合などには、委任状を提出していただき、ケースワーカーが調査を行うなど、申請者の状況に応じて柔軟に対応しているところでございます。今後も法律及び国の実施要領に基づき、申請者の状況にも配慮しながら、生活保護制度の適切な運用に取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。質問、意見はありませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） この陳情の内容は、最後に書いてあるように、年金調査が市内全区で委任状の提出のみとし、調査は保護課が行う方法に統一するという事なんですけど、その前段のところで、各区役所で対応が違うといったことがありますよという内容なんですけど、これは事実なんですか。事実ならば、何でそんなにばらつきが、各区で対応が違うのか、それを説明してください。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○保護課長 今、各区について対応が違うということについての御質問でございました。区によって対応が異なっているということは、私どもも認識しております。先ほど言いましたように、北九州市では同意書や委任状による調査方法に、一律に統一するのではなくて、申請される方の状況とか居住地域によって御本人による年金事務所の窓口での相談とか、御本人が郵送で取り寄せるとか、あとは福祉事務所による同意書または委任状の調査というような中で、より適切な方法によって実施しているところでございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） よく説明が分からないんですけど、統一して何が支障になるのかといったことがよく分からないし、先ほど説明の中でも、例えば八幡西区が年金事務所に近いなんて説明もありましたけど、決して近くないですよ。炎天下の中で生活保護者自身が、申請者自身

が大体歩いていかれるんですけど、大変ですよ。まず、そういう認識を改めていただきたいと思うんですね。

それと、これは元来申請者に求める内容なんですか。これはそもそも、役所側がする、やらなければいけないことなんではないですか。その辺をお願いしたいと思います。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○保護課長 まず、先ほどおっしゃった八幡西区とか小倉北区について、年金事務所を御紹介しているというのは、御案内であって、強制するものではございません。先ほどから申し上げていますように、年金調査を早く正確に実施するというのは、御本人が年金事務所の窓口に行き御確認されるのが一番早いものでございます。ですので、まずはそうやって御案内しまして、ただし、御本人が年金事務所に行くことが困難な場合については、申し上げていますように、同意書や委任状によってケースワーカーが調査するというのも柔軟に対応している状況でございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 実態はそうじゃないですよ。私も何度か申請に行ったことがありますけど、もう頭からこれ行ってくださいという話ですよ。その申請者に、困難ならばこの事務所でしますなんていうことを一回も今まで聞いたことないですけどね。そもそも生活保護法29条というのがありますね。これはそもそも福祉事務所が必要と認めるときは、その必要な資料の提供を求めることができるとしてありますよね。ならば事務所でやったらいいじゃないですか。何も申請者にそんな負担を求めるべきじゃないと思いますよ。大変なんですよ、行く人たちは。生活に困窮した人たちとか体力が弱っている人たちが申請するわけやないですか。そういった人たちによく説明もしないで、あの炎天下の中、行ってくださいなんていうことを言われるケースを私は直接体験していますが、そもそも言ったように、これはできることですからね、生活保護法29条に基づいても福祉事務所そのものがやることではないですか。それで何か問題が起こるなんていうことは考えられませんけど、いかがですか。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○保護課長 今御質問いただきましたとおり、29条による調査は福祉事務所で行っているところでございます。ですが、先ほどから申し上げておりますとおり、保護費の返還金とかが後々になって発生することがございます。それを防ぐために、本人が早期に行っていただくと、それが例えば年金の裁定請求が終わって、生活保護開始時にすぐに分かっていたら、2～3か月で年金がもらえることがございます。でも、私どもが同意書とか委任状で調査をいたしますと、それが半年なり1年かかります。年金の遡及受給はですね、5年まで遡るんですけど、それがどんだん後になってくるということもございまして、それになおかつ年金の繰上げ支給とか、本人の自立に向けて年金相談ができるということもございまして、要は先ほど申し上げましたように、その間に医療機関を受診して、例えば大きな病気をされていた場合について

は、遡及受給したお金が例えば500万円あったとしても、病院代で生活保護は医療費が10割ですので。それが600万円かかったら、全部そういうお金は返還していただかなきゃいけないわけですね。ですので、そういう不利益処分と言ったら変ですけども、そういうことが起こらないようにということで、我々はできれば早めに年金額を分かるようにお願いできませんかということをおっしゃっているところでございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）この陳情の文章の中に日本年金機構への委任状を書かせるのみで、保護課が年金事務所に調査依頼を行う保護課があるということが書かれていますけど、これは事実じゃないんでしょうか。その確認をお願いします。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 もう一度すみません。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）この陳情の文書の中に書いてある、日本年金機構への委任状を書かせるのみで、保護課が年金事務所に調査依頼を行う保護課があるというようなことが書いてあるんですけど、これは事実ではないんでしょうか。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 おっしゃられるように、区によっては年金事務所に行ってくださいと言うと、なかなか遠いので、移動の交通費なんかもかかりますし、ですので、ちょっとそういう距離的なものとか御本人の状態とかに配慮して、区によっては委任状を取って調査をしているという区もございます。以上です。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）距離によって対応が違うというのはおかしいんじゃないですか、そもそも。先ほどその趣旨を、本人が行く趣旨をうんぬん言われたけど、言われたやないですか。本人が行くことでのいろんなことを説明されましたよね、今。しかし、距離で違ふとかということと、あなたがさっき説明されたこととは全然意味合いが違うでしょう。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 先ほどちょっと私が説明が漏れましたけども、委任状とか同意書を取っているだけの区でも、御本人に、あなたは年金を調査したほうがいいですよというアドバイスとかを行っております、その場合は申請された後でも御本人が行かれていますこともございます。ですので、やはりケース・バイ・ケースで私どもは相談時に対応しているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）そもそもこの生活保護法の29条の趣旨からいって、基本的にこれは保護課でやるべきなんですよ。そして、そういう個人の事情は様々あることは分かっていますから、

そういった本人に行っていたかどうかというように判断するとなると、やはり本人への、申請者への説明と同意が要ると思うんですよ。現場はそれがなされていませんよ。行ってくださいですよ。もしそうであるならば、しっかり申請者に説明すると、先ほど言ったように八幡西区役所と年金事務所が近いなんていうことはないですよ。こういう方々歩いていかれるんですよ。私は八幡西区の人間ですけど、決して近くはない、あなた近いなんて言ったけど、全然違う。そういった、もともと生活保護の趣旨はそうなのであるのだから、本人さんに行ってもらって、説明されたようにしっかり申請者の方に説明して選択していただくと。申請者の人は本当にここに書いてあるように、保護申請というのは本当勇気が要るんですよ。そこに決断するまですごい勇気が要るんですよ。悩みに悩み抜いて、特に北九州市は大きいんですけど、まだまだ偏見があるんです。そういう中で本当に兄弟にも知られたくない、近所の人にも知られたくないという方がたくさんおられるんですよ。そういう人たちが勇気を持って来られるんですね。体力も弱っている、近場のタクシーでも年金事務所に行けない、お金のある人はいいですよ、あの炎天下の中、歩いていくんですよ。そういったことも考えるときに、そういう申請者の方に丁寧に対応するといったところでは、しっかり趣旨を説明して、本人に選択していただく、こういうところの説明を徹底していただくということが必要なんではないでしょうか。それについて説明をお願いします。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○保護課長 今御指摘いただきましたように、相談時もしくは申請時に委任状など、そういう説明は必要だと思っておりますし、今も行っていると思っております。ただ、例えば年金事務所に行くにしても、これはあくまでも、先ほども言いました、強制ではなくてお願いベースで、要はお願いベースというか、その本人のことを考えて、申請されている御本人のことを考えてお伝えしているわけですので、そこがしっかり分かるように各区の福祉事務所には私からお伝えしたいと思います。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） ぜひよろしくをお願いします。

私は、保護申請の方と一緒に同行する場面が多々あるんですよ。不安でたまらないという方、それから、1人で行けない方たくさんおられるんですね。そういった方に同行して行きますけど、そういう説明がないときは現場できちっと言いますからね、説明が足りないといってね。おかしいじゃないかということ、実際そういう例があるということは多々これから言っていきたいと思いますので、そういった意味では、今課長から説明がありました、しっかり現場での指導も含めてやるということですから、ぜひ徹底していただきたいと思います。

そもそも基本的には、これは私は保護課がやるべきことだと思います。これで質問を終わります。

○委員長（金子秀一君） ほかにございませんか。西田委員。

○委員（西田一君）すみません。ちょっと確認なんですけど、先ほど御説明の中にケース・バイ・ケースという御説明がたしかあったかと思うんですが、多分区役所の窓口で職員さんによって、対応が違うということは私も経験あるんですけど、一人一人状況が違いますから、僕の場合、生活保護じゃないんですけど、ケース・バイ・ケースって、例えばどういうときに委任状を出してもらうんですかね。体が弱くてちょっともう移動がつかないかなとか、そういう方ですかね。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 おっしゃられたとおり、例えば健康状態が思わしくないとか、そういう方には委任状をお渡しして、福祉事務所でケースワーカーが後ほど調べに行きますという形でお伝えしているかと思います。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）西田委員。

○委員（西田一君）分かりました。

○委員長（金子秀一君）ほかにごいませんか。小宮委員。

○委員（小宮良彦君）小宮です。ありがとうございます。ちょっとまず、確認をしたいんですけど、僕の勉強不足と思いますが、実際僕ケアマネジャーをしているときに、生活保護を申請するときにケアマネジャーの同席がバツだったんですよね。言われたのが、民生委員さんか御家族と言われたんですけど、今ほかの人が一緒に行ってもいいような感じになっているんですか。今おっしゃられた議員とかも同席するようなお話を聞いたんですけど、すみません、そこをちょっと教えてください。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 私も詳しい認識はないんですけども、申請される御本人さんがお願いされた方であれば、たしか同席は認めていたと思いますけども。

○委員長（金子秀一君）小宮委員。

○委員（小宮良彦君）ありがとうございます。ということは、私がケアマネジャーのとき、駄目ですと言われていたのはいろんなことがあって、個人情報とかがありますので、そういう観点だと認識する中、今回の陳情に関してちょっとお伺いしたいんですけど、生活保護の受給に関しては扶養の義務という大事な前提があると思います。この扶養の義務、義務者はこうやって年金を本人さんの扶養の義務が何親等だったかな、3親等ぐらいまで扶養の義務が発生して、その扶養の義務を放棄した上で保護というような認識であります。この場合、扶養の義務を放棄または、ほぼそういう扶養の義務の方がいらっしゃらないような方でも年金を確認しに同意書を頂いて行くんでしょうか。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 ちょっと趣旨から外れるかもしれませんが、同意書自体は御本人に書いていただくものですので、それは先ほどから出ております29条調査に基づいて、同意書を条件に調査をしているというところでございます。扶養義務といいますか、多分おっしゃりたいのは、

委任の関係をどうするかということだと思います、委任状を。これは、委任状というのは日本年金機構、今回の場合年金機構が出している委任状でフォーマットは決まっております。ホームページからも出てきます。誰でも見れます。これについては誰が委任されても構わないというものでございますので、それに基づいて調査をする、極端なことを言えば、小宮委員が調査をされてもいいということでございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 小宮委員。

○委員（小宮良彦君） ありがとうございます。委任状に関しては、どなたでもその対象者がこの方に委任しますと言ってしまえばいいんですけど、ちょっと気になるのが、その方、生活保護の中では扶養の義務という大前提があることが頭の中から抜け切れない部分もあるんですが、文章を読むにつれて、いろんな御意見があるとは思うんですけど、僕はずっと福祉、医療、介護を30年仕事をしてきた中でちょっと感じるんですけど、多分というか、ほぼ全ての区の保護課のケースワーカーさんですね、個々の事情に合わせて動いていただけているんじゃないかなとは思っております。戸畑区でありましたら年金事務所、八幡西区まで行かないといけません。その場合、委任状を頂いて、ケースワーカーさん、本当に御高齢の方とか、いろんな障害のある方とか、個々の事情に合わせて対応していただけていると僕は認識しているんですけど、今後も今の状態というか、対応で、それこそ御家族がいらっしゃる方であれば、御家族がその委任状を持っていただくことが一番、その親御さんであり、親族の方なのでいいと僕は思います。あえて役所のケースワーカーさんの仕事を増やすと言ったらいけないんですけど、本当にこれデリケートなお金の問題なので、安易に役所の人動いて、その途中で文書をなくしたとか、いろんなリスクを考えれば、今の個々の事情に合わせて難しいところであればサポートしていただく、御自分でまだ事務所まで行けるところは行っていただくみたいな個別な対応を今後もしていただくのがベストだと僕自身は、この陳情の内容に関しては思うんですが、ちょっと御意見をいただいたら幸いです。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○保護課長 まさしく今小宮委員がおっしゃられたように、まず、年金機構も言っておりますけども、年金自体は個人情報として厳重に取り扱わなきゃいけないというので、委任状を持って例えば我々ケースワーカーが行くとしても、たしか御本人の写真入りの身分証プラスアルファもう一つを加えて、委任状とセットで行かなきゃいけない、なおかつ年金事務所を確認する際に同姓同名の疑義記録というのがございます。それを確認するのは本人しかできないんです。なので、先ほど小宮委員がおっしゃられたように、御家族の方が委任状を持って御本人と一緒に行くというパターンもあると思います。そういうふうにされると、御家族の方が、たしかお父さんこのとき働いていたんじゃないとかというのが出てくれば、追加で未支給年金が遡及してもらえらるという状況になりますので、私どもはそういうことも考えて、先ほどから申している同意書とか委任状で調査できるんですけども、御本人様に行っていただいたほうが、より確

実で正確だということをお伝えしていて、それがひいては保護費の返還とかになったときに大変だということをお申し上げしている次第でございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）小宮委員。

○委員（小宮良彦君）ありがとうございました。今後もどうか、現状、私は個々のケースに合わせて、個々の事情に合わせて対応していただいていると思っていますので、引き続き陳情の内容からすれば、ちょっと僕の勉強不足のところもあったかとは思いますが、個別の対応をよろしく願いますという要望で終わります。

○委員長（金子秀一君）ほかにございませんか。小松委員。

○委員（小松みさ子君）すみません。先ほどの伊藤委員の質問の御答弁の中で、同意書で調査をするときに半年から1年ぐらいかかってしまうとされたんですけど、なぜそんなにかかるのか教えていただけますか。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 失礼いたしました。それは全体的な話でありまして、まず、同意書で調査をする場合は2～3週間、これは東京の年金機構の事務センターにお送りします。2～3週間かかって、ただ、同意書では単純な記録歴と、また、月数しか回答いただけません。あと、先ほど申し上げたように、疑義記録だったりとか、例えば障害年金を申請するとか、そういう形になってくると、委任状とか同意書の調査では年金をもらうまでに要は半年とか1年かかるということをお申し上げたわけでございます。

結局、そうやって加入記録とか月数だけであれば分からない部分があるので、また、本人にほかに働いていませんかと確認してやり取りがずっと何回も何回も続くわけですが、年金を確定するまでに。それでやっと確定したら裁定請求するという形になりますので、それで半年から1年と申し上げました。単純に照会だけだったら2～3週間でございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）小松委員。

○委員（小松みさ子君）ありがとうございました。やっぱり本当に生活に困っての保護の申請になると思うんですけど、すみません、勉強不足で。大体申請をするとどのぐらいで申請が通るものなんでしょうか。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 申請をいたしますと、法的には14日以内で開始となっております。調査に日時を要したりする場合は、延長で30日までというふうに決まっております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）小松委員。

○委員（小松みさ子君）ありがとうございました。それと、先ほどの、本人で行かれるということなんですけど、本当に多分車とかを持っていらっしゃる、持てない、持てたらやっぱり申請ができないという条件もあると思うので、そういうのは共通してあげられるといいかなと、それは要望とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（金子秀一君） ほかにございませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、陳情第76号、厚労省から都道府県知事への通達を受けて、医療機関からPMDAへの副反応報告収集の強化を確認するための陳情についてを議題とします。

本件について当局の説明を求めます。健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 それでは、陳情第76号について御説明させていただきます。

厚生労働省は、医師等が行う新型コロナワクチンの副反応疑い報告について、悪化するまでの期間が長かった症状や長引く症状等を含んで検討するよう、令和6年8月8日に取扱いを一部改正し、通知文を発出しております。そのことも踏まえ、陳情の5点について順次御説明申し上げます。

まず1点目の新型コロナワクチンの接種記録を5年を超えて保存することについては、予防接種法施行規則によりまして、接種記録の保存期間は、接種を行ったときから5年間とされております。ただ、現在厚生労働省におきまして、死後5年を経過する日までの間に延長する方向で見直しが進められており、今後少なくとも接種者御本人が存命の間は接種記録が保管されることとなる見込みとなっております。特例臨時接種として行われました新型コロナワクチンにつきましても、このルールが適用される予定となっております。市としてもこの国の方針が決まれば、それに沿って対応することとしております。

2点目に、接種後の体調不良や健康被害救済制度を市公式サイト等に掲載し、市民周知することにつきましては、既に北九州市ホームページにおきまして、接種後の副反応や健康被害救済制度の市民周知を図るための専用ページを設け、厚生労働省の発信情報にリンクさせるなど、最新情報を提供しているところでございます。

3点目に、名古屋市のような症例集の作成につきましては、名古屋市では相談者の治療状況を調査し、症例集を作成しているということについては承知しております。一方で、国立国際医療研究センターにおきまして、新型コロナワクチン接種後の遷延する症状に関する実態調査が行われておりまして、これまでに3度症状等が発表されております。この調査では、全国の専門的な医療機関を対象として、より幅広い事例の収集や調査が行われております。北九州市といたしましては、この情報を市ホームページに掲載することで広く周知しておりまして、市内各医療機関において治療の参考として役立てていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、3点目のうち、申請費用の補助についてでございますが、名古屋市ではワクチンの接種を受けた後、予防接種救済制度の申請を行った方を対象に文書費用の助成等を行って

おります。なお、政令市でこうした補助を行っている自治体はほかにはなく、名古屋市独自の取組と承知しております。

一方、国の健康被害救済制度におきましては、厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とするという方針で審査が行われておりまして、認定後は医療費に加えまして諸費用の負担を軽減、補填する趣旨として医療手当が支給されているところでございます。こうした制度の趣旨も踏まえまして、北九州市として独自の制度を設けることは考えておりません。

3点目のうち、最後の行政職員による申請手続の代行につきましては、予防接種法施行規則第10条に、医療費の支給を受けようとする者は、請求書を市町村に提出しなければならないと規定されていることから、職員が申請手続を代行することは考えておりませんが、申請される方がお困りのときなどには、必要に応じて市から医療機関に問合せを行うなど、丁寧な対応を行っているところでございます。

4点目の奈良県のように必要書類の記載マニュアルを市公式サイトに掲載することにつきましては、北九州市ホームページにおきましても、申請項目ごとに提出が必要な書類を明記するとともに、医療費・医療手当請求書や受診証明書の様式に沿った記載例や注釈を掲載しているところでございます。

次に、5点目の医療機関及び医師会に対し、厚労省の通達内容を周知徹底することにつきましては、これまでも厚労省通知文を市から北九州市医師会及び医療機関に送付するなど、周知に努めており、今後も同様に取り組んでいく考えでございます。

新型コロナワクチンは、昨年度より高齢者への定期接種となりましたが、北九州市として、医療機関に対しては引き続き健康被害救済制度についての協力を求めてまいります。健康被害救済制度の申請を望む方がお困りにならないよう、相談者に寄り添い、丁寧な相談対応に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。質問、意見はありませんか。西田委員。

○委員（西田一君） すみません。御説明がすごく流ちょうだったので、何というか、理解できない部分があったんですけど、1～5の枝の中で、じゃあ市がもうやっているよというのは何番と何番ですか。

○委員長（金子秀一君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 国の方向も含めて既に陳情の内容に沿った形で対応されているものとしましては、1点目の保存期間についての取組というところ、それから、2点目の健康被害救済制度等について公式サイト等で周知するというところについても既に実施しているというところ、3点目のうち、市では実施していないところとしましては、名古屋市のような症例集の作成については行っていないと、それから、申請費用の補助についても、北九州市では行っ

ていないというところがございます。

それから、3点目のうちの要望の行政職員による申請手続の代行という、これについても市では行っていないというところがございます。

それから、4点目の奈良県のような記載マニュアルについては、市でも同様に記載例等々についてホームページで記載をしていますというところではございます。

それから、5点目の周知徹底についてというところについては、市でも実施しているというところがございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 御説明を伺っていると、市でやっているよという部分もあるので、これは陳情者にお伝えしないといけないなと思うんですけど、これそういう説明は陳情者も知っているのかな。知っているんでしょうかね。今聞いていらっしゃるからいいのかな。

○委員長（金子秀一君） 総務課長。

○総務課長 一般的な陳情審査のルールでございますけれども、事前に市の職員が陳情者に接触するというところがしないことになっているというのが基本的なルールでございますので、そのあたりは直接事前に御教示しているということにはございません。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） できている分はやっていますよということでもいいんでしょうけど、それで、要は副反応ですよ。副反応、いろんな方がいろんなことをおっしゃるんですけど、市が国の方針とはいえ、あのとき市としてやはりワクチン接種は相当市民に対してPRして、相当の市民が受けていらっしゃるんで、副反応についても当然いろいろ把握、分析はしているのかなと思うんですけど、持ち合わせのデータというか、例えば副反応の訴えが今まで延べで何件あったとか、そのうち重篤なものがどういったケースがあったかとか、そういったデータは一通りお持ち合わせと思うんですけど、いかがですか。

○委員長（金子秀一君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 令和3年からの新型コロナワクチンの特例臨時接種と、これまでのワクチン接種のところでございますが、副反応の報告が上がっている案件が171件となっております。このうち、死亡案件が8件という数字となっております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 死亡案件が8件というのは非常に重たいというか、深刻な数字だと思うんですけど、死亡された方は、恐れ入ります、どういう経緯でお亡くなりになったんですか。

○委員長（金子秀一君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 コロナワクチンの接種とその症状との因果関係については、必ずしも明確になっていないところが多いんですけども、その中で先ほど申し上げましたけども、健康被害の申請があったときに、国ではいわゆる厳密な医学的な因果関係までは必要とせずに、接種

後の症状が予防接種によって起こることが否定できない場合も対象とするというような考え方で幅広く認めるということで対応しております。それで、接種後に亡くなられた方について、申請が上がったときに、そのいわゆる審査については国の審査会が審査をして決定しますけれども、先ほど申し上げたような方針に基づいて審査が行われて、死亡した場合に認定されたというようなところでございます。症状については、いろんなケース、まちまちであるというところでございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） このPMDAですね。結局、医療機関からPMDAに副反応の報告をするということなんだろうが、同時に市としてもそれを把握するという理解でいいんですか。

○委員長（金子秀一君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 まず、医療機関からPMDAに報告が上がります。そして、そのPMDAに上がった報告については、PMDAから国に整理された情報が送られて、国の審査会で検討がされると。また、そのPMDAに報告された内容については、市にもその内容が送られてくるというような流れになっております。

それから、すみません。1点先ほどの補足ですけれども、死亡の案件で報告されたのが8件と申しあげましたけれども、実際に健康被害ということで申請が上がって認定された件数といたしましては5件という形になります。先ほど申し上げたのは、8件というのは医療機関からPMDAに報告が上がった、言わば副反応として報告が上がった件数が8件、ただ、最終的に健康被害の申請として申請がなされて認められた件数というのは5件ということになっております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 制度が多分そこまで、要はあのとき急ごしらえでやったと思うので、そもそもワクチンが果たして本当に大丈夫だったのかとかという方もいらっしゃるわけですが、やはり市内で接種した方、結果として亡くなった方が8名、ある程度の経緯が判明している方が5名というのは、これは相当、先ほど申し上げたようにやはり深刻というか、重く受け止めないといけない、なおかつ、今でも当然コロナワクチン、市民の方接種されているわけですから、市としてこのまま接種を勧奨して、何もせずに、対応を考えずに接種を勧奨していいのかなとも思うんですけど、その亡くなった方8名という数字に対して、市としてどういう認識をお持ちでしょうか。

○委員長（金子秀一君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 私もちろん死亡された方、それから、健康被害に遭われた方につきましては、申請者の方に寄り添って、申請が円滑にいくような手続を取っていきたいと考えて対応しているところです。なかなかこの申請について、いろいろと今日陳情でもありましたように、書類等を出していただいたり手続がございまして、私どもでできることとしましては、

できるだけ円滑に申請ができるようにというところで寄り添った対応をしているというところ
でございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） そうですね。やはりそこは体の不調、そうはいつでも行政として、接種を
お勧めした上で副反応があつて、亡くなった方もいるし、不幸中の幸いで命は取り留めても、
それなりに重たい副反応を持たれている方も多分いるんじゃないかなと思いますので、そこは
やっぱり寄り添っていただきたいなと思います。以上です。

○委員長（金子秀一君） ほかにございませんか。松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 5点目の新型コロナワクチン接種後の体調不良者の診療を拒む件数と
かが分かれば、また、こういったことを聞いて、北九州市が医師会に申入れをした事例があれば
教えていただければと思います。以上です。

○委員長（金子秀一君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 副反応の診療につきましては、副反応でいろんな症状が出てまいります
ので、まずはかかりつけの医師であつたりとか、あるいはワクチンを接種した医療機関が対応
するという形になりますが、先ほど申し上げたとおりいろんな症状がございますので、そこだ
けでは対応できないというケースが当然ございます。そうした中で私どもも医師会に相談させ
ていただいて、医師会と連携して、市内で40の医療機関をワクチン接種後の副反応に対応する
医療機関ということでリストアップしまして、ホームページにも掲載させております。その中
で、それぞれ医療機関によって対応できる症状、できないところがありますので、そこをいろ
んなところで、全体として対応できるような形でということで、医師会と協力させていただ
いて対応しているところです。

そしてまた、市ではそういったところで副反応のことで相談がありましたら、そういった医
療機関におつなぎするというところで対応しているところがございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 要望したいと思います。私もコロナの大変なときに、また副反応で市
民相談があつて、体調不良で診療してほしいと言ったけども拒む事例がありました。そのとき
に行政に医師会に要請していただいたという、コロナ禍のときは本当に私もそういった思いを
しましたし、医師会に対して、今後もそれぞれ個別の案件でケース・バイ・ケースと思うん
ですけど、もっと連携を深めていただいて、患者に寄り添った形で対応していただきたいと思
う。40機関ホームページで出ているといつても、それぞれでできませんとかやっぱりあると思
うんですね。私も実際市民相談からそういった思いをしましたので。ぜひ市としてもしっかり医
師会と連携していただいて、対応していただけるような信頼関係と、また、今後の対応を進め
ていただければと思います。以上です。

○委員長（金子秀一君） 12時を過ぎておりますので、まだ質問、意見が残っているようでした

ら、意見がある方は。じゃあ、そのまま引き続き進めさせていただきたいと思います。

では、質問、意見をお受けします。柳井委員。

○委員（柳井誠君） 陳情の1番の項目の説明で、今後国が検討しているのは、その方が先々亡くなった後の5年間は記録が残るようにしていく方向で検討しているということでありましたが、データとして残すという話も聞いているんですね。やはり大事なものは、接種をした方の個人名が残る記録でなければ、後々症状が出た場合、また、その症状に伴って死亡につながった場合の補償という点からして不十分になると思うんですけども、個人名というのはどうなるかをまず1点聞きたいです。

それから、もう一つ、説明で御紹介があったように、北九州市の医師会が副反応対応医療機関として40の診療所をホームページでも紹介して、これは数年前に比べても充実されてきていると、これは2023年9月の記録ですけど、充実されてきていると思っております。ただ、診療可能な症状は医療機関ごとにばらつきがありますので、大事な点は、PMDAの報告を副反応の症状として上げるに当たって、この副反応の疑いがあるという可能性があれば、それをしっかり上げていくという点から考えて、陳情者が提供していただいた文書の中で、ワクチンを製造したファイザー社の報告によると、1,200数十種類の副反応が生じる可能性が報告されておるわけで、それを基に副反応ではないかという不安で受診した方で照らし合わせをする、突き合わせをして症状を判定していく必要があると思うんですが、この40医療機関はそういう対応をされているでしょうか。

○委員長（金子秀一君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 まず1点目に、ワクチンの接種記録の個人名が残るのかという御質問ですけども、これについては要は、死後5年間までいつ誰がどのようなワクチンを接種したかというところについては記録として残ると。それから、もう一点おっしゃられた、データとしてという分で、国はそういった個人の記録もありますけども、いわゆるいろんな分析をする上で、データとして分析するということが検討はしているというところで、それについては逆に個人名が分からないような形で分析するというようなことを考えているようですので、個人個人の接種記録については分かるという形で保存されると認識しております。

それから、もう一点、医療機関が副反応報告を上げる際の基準、考え方になりますけども、これについても国でこういった場合に副反応の報告を上げてくださいということについて記載がございまして、主な症状が5つあることと、それから、それ以外にも具体的な症状で、それプラス23の症状が具体的に列記されていまして、こういった症状が起こったときに副反応の報告をしてくださいと。そしてまた、国からは、先ほどの通知がありましたように、新型コロナウイルスの副反応が接種した後すぐに現れずに、時間を置いて現れるようなことがあるので、そういったところも踏まえたところで、幅広く報告をしてくださいというところの通知が来ております。そういったところについて、私どもも医療機関に周知をしております、それについては今後

も委員の御指摘があったように、機会を捉えて継続して周知していくようにしていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 柳井委員。

○委員（柳井誠君） 最初にお伺いした個人名もきちっと残るように、ぜひ国が制度としてつくる際にも、その記録の検討をぜひお願いしておきたいと、これは念を押しておきたいと思えます。

それから、ファイザー社の報告のことを資料として申し上げたんですけれども、これはおっしゃった、国が示す主な症状、20数項目の症状と1,200数十のファイザー社が可能性として出している症状というのは、ちょっと開きが大きいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（金子秀一君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 すみません。ちょっとそのファイザー社の分について私も正確に承知していないんですけども、この副反応の報告に当たりましては、やはり国全体で統一したところでの報告という形を取る必要があるかと思っておりますので、そういったところでは市独自という形ではなくて、全体として検討する必要があるのかなと考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 柳井委員。

○委員（柳井誠君） 要望です。これ陳情者からこの議会に提供された補足資料で、ワクチン接種後、ファイザー社の有害事象報告書と国内の症例報告というファイルの中に、これを報道したサンテレビニュース放送のホームページが出ております。これに入っていくとファイザー社の報告1,200というのが出てきて、最後に結論で、この放送社は、これはあくまで可能性ですという断りはつけてはおりますけれども、ワクチンを製造した会社が検討した症状の可能性としては大事な事例だと思っておりますので、ぜひ副反応を診断する際の、特にこの40の指定医療機関との情報の整合性は図っていただきたいということで、これは要望しておきたいと思えます。

○委員長（金子秀一君） ほかにありませんか。森本委員。

○委員（森本由美君） まず、初めに申し上げたいのは、高度なワクチン、コロナが流行というか、短期間で急速に拡大して、何とかそれを抑えようということで、なかなか十分な治験もできていない中で打たれた新型コロナワクチン接種ということで、高度なワクチンを短期間に多くの方が接種して、健康被害が出ているというのは、HPVワクチンの問題と同様だと私は考えています。

それで、弁護士のネットの記事になりますけれども、弁護士ジャーナリストの方が厚労省の、これはちょっと古いですけど、2023年8月現在、副反応の後遺症が8件、死亡案件が210件ということで、健康被害救済制度が1977年に開始されて以来、2021年までの44年間で累計3,522件で健康被害が認定された。死亡認定を受けたのは151人だった。このことと併せても、2021年から2023年、2年間の新型コロナワクチンの健康被害の認定件数はそれを上回っているということで、やはり被害者の健康被害、副反応は私も出ましたけれども、すぐに症状が改善しておりますが、

なかなか後遺障害とか健康被害で生活ができない、そういう重篤な方についてはしっかりと救済をしていただきたいし、行政としてはしっかりと相談窓口、被害者救済制度の相談窓口をしっかりと市に示して、そういう方が相談に来られて、その方に対して寄り添った相談、また、関係機関、医療機関などへつなぐなどの支援を行っていただきたいと思います。

お聞きしたいのは、全国的な健康被害というのは把握されていますでしょうか。市内はお話が出ましたけれども、このワクチンについては、やはり普通の少しずつ広まってきたワクチンに比べて副反応もたくさん症状がありますし、健康被害というのかなりやっばりほかのワクチンに比べると多いと思うんですけれども、どういうふうに今相談窓口で支援をしているのかということを確認したいと思います。

○委員長（金子秀一君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 まずは、健康被害の北九州市以外の全国的な状況も含めたというところの御質問なんですけれども、まず、先ほどの副反応の報告とは別に、実際に健康被害の申請として市に上がってきた件数としましては、これまで135件となっておりますが、これ全国的に1万4,514件ということになってございます。

それから、2点目に、申請があった方、健康被害に遭われた方への対応というところですけども、まず、副反応で相談があった場合には、医療機関に適切につなぐというところがまずは大事になろうかと思しますので、先ほどとちょっと繰り返しになりますけれども、かかりつけ医であったりとか接種医療機関とかというところで対応が難しかったら、40の医療機関のところに適切につないでいくというところが1つあります。

それから、そういう中でやはり健康被害としての申請をされるということにつきましては、名古屋市の事例とかもありましたけれども、やはり申請に当たっては書類を集めていっていただいたりとか、申請書を書いていただいたりとか、一定の手間がかかりますので、そこについては私ども本当に申請者に寄り添って、申請がやりやすいように、分かりやすいように、そして、場合によっては医療機関に市から直接説明をするとか、そういった対応もしながら、申請がスムーズにいくようにという形で対応させていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。副反応の数とか、健康被害でもすぐに改善されるものは相談窓口に行かないと思います。やはり、重篤でどうしようもなく相談に行かれています、そういう方々ばかりだと思いますので、しっかりとその内容を聞き取って、そういった事例があることを国とも共有し、国にもこういうことがあったというのも共有していただきたいですし、寄り添った、申請するのもやはりかなり時間がかかって、手続が大変だと思いますので、アドバイスをするとか、代行まではしなくても、寄り添った対応をしていただきたいと思います。医療機関への働きかけもしっかりしていただいて、やはり健康被害で悩んでいる方、

一定数北九州市にもいますので、しっかり寄り添った対応を要望して、終わりたいと思います。

○委員長（金子秀一君）ほかにございませんか。

ほかになければ、本件につきましては慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

次に、所管事務の調査を行います。

本日は、行政視察についてお諮りいたします。

行政視察については、所管事務の調査に資するため、先進的な取組を行っている都市や、その取組が今後の本市の行政に役立つと思われる都市などを中心に実施していきたいと考えております。そのため、委員の皆様には調査事項に適した視察先の案を御提案いただき、正副委員長案としてお示しをしたいと思います。その案の中から皆様の御意見を伺い、受入れ交渉等を行うため、視察先の優先順位を決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、視察先の案につきましては、2月6日までに事務局に提出をお願いいたします。

ほかになければ、以上で所管事務の調査を終わります。

本日は以上で閉会いたします。

保健福祉子ども委員会	委員長	金子秀一	㊟
	副委員長	森本由美	㊟